

第2章 生駒市の環境施策

1 環境目標の進捗状況

生駒市では、環境施策に係る計画(第3次生駒市環境基本計画、第2次生駒市環境モデル都市アクションプラン、生駒市SDGs未来都市計画)の成果を測る指標として、温室効果ガス排出量削減率、緑地面積の割合、遊休農地活用事業で利用されている農地面積、下水道普及率、再資源化率、家庭系燃えるごみの1人1日あたり排出量、再エネによる発電容量合計、1人あたりCO₂排出量、資源循環コミュニティステーションの設置数を採用し、進捗状況を確認している。

※下記の各環境目標の基準年度については、各計画の策定年度に応じて設定している。

※下記の達成率については、基準年度に対する数値となっている。

(1) 温室効果ガス排出量削減率

市域全体での二酸化炭素排出量を、平成18(2006)年度の排出量と比べて、短期目標として令和5(2023)年度に21.2%、中長期目標として令和12(2030)年度に35%、令和32(2050)年度に70%削減することを目標としている。

家庭部門における、太陽光発電普及促進事業補助、家庭用燃料電池(エネファーム)設置補助の実施等による削減効果により、民生業務部門での電力・都市ガス消費量が減少したこと等を踏まえ、令和元年度の二酸化炭素排出量(暫定値)は民生業務部門及び民生家庭部門が前年度比でそれぞれ19.7%及び2.7%の減少となり全体として6.9%減の24.1万t-CO₂と、大きく削減する結果となった。

住宅都市である本市においては、家庭部門からの排出量の割合が多く、家庭を対象とした取組の実施が、CO₂排出量削減に大きく貢献すると考えられる。

目標項目	目標		平成18 (基準年度)	29	30	令和元	令和5 (目標)	達成率
二酸化炭素 排出量削減率	平成18(2006)年度比で、 令和5(2023)年度21.5%、 令和12(2030)年度に35%、 令和32(2050)年度に70% 削減する。	二酸化炭素 排出量(万 t-CO ₂)	32.5	27.1	25.9	(※) 24.1	25.6	121.7%
	削減率	—	16.6%	20.3%	25.8%	21.2%		

※直近の値が令和元年度の数値(暫定値)となっている。

※CO₂排出量は、電気、ガス等の消費量に各CO₂排出係数を乗じて積算するものであり、実際の排出係数は年度毎に変動するが、各年度の二酸化炭素排出量の算出には、施策の成果によるCO₂排出量削減効果を適切に表現するため、基準年度である平成18年度のCO₂排出係数を用いて算出している。

(参考)部門別二酸化炭素排出量

部門		平成18 (基準年度)	29	30	令和元
産業部門	二酸化炭素 排出量(万 t-CO ₂)	3.8	2.2	2.5	2.1
運輸部門		4.8	5.7	5.7	5.8
民生業務部門		10.6	6.1	6.1	4.9
民生家庭部門		12.5	12.6	11.2	10.9
廃棄物部門		0.8	0.6	0.5	0.3
合計		32.5	27.1	25.9	24.1

(2) 緑地(*)面積の割合

市域における緑地面積の割合を、平成29(2017)年度を基準年度とし、令和5(2023)年度に47.90%とすることを目標としている。

目標項目	目標		平成29 (基準年度)	30	令和元	2	令和5 (目標)	達成率
緑地面積の割合	平成29(2017)年度を基準とし、令和5(2023)年度に47.90%を目指す。	市全域における緑地面積の割合(%)	47.85	47.87	47.87	47.87	47.90	40.0%

(3) 遊休農地活用事業で利用されている農地面積

遊休農地活用事業で利用されている農地面積を、平成29(2017)年度を基準年度とし、令和5(2023)年度に57,285㎡とすることを目標としている。

目標項目	目標		平成29 (基準年度)	30	令和元	2	令和5 (目標)	達成率
遊休農地活用事業面積	平成29(2017)年度を基準とし、令和5(2023)年度に57,285㎡を目指す。	遊休農地活用事業で利用されている農地面積(㎡)	49,689	52,285	50,406	55,077	57,285	70.9%

(4) 下水道普及率

下水道普及率を、平成29(2017)年度を基準年度とし、令和5(2023)年度に73.5%とすることを目標としている。

目標項目	目標		平成29 (基準年度)	30	令和元	2	令和5 (目標)	達成率
下水道普及率	平成29(2017)年度を基準とし、令和5(2023)年度に73.5%を目指す。	下水道普及率(%)	69.8	70.9	71.4	71.8	73.5	54.1%

(5) 再資源化率

ごみの排出量が横ばいで推移する中で、資源ごみが減少傾向にあるため、ごみに占める資源ごみの比率である再資源化率が4年間で23%から21%へ緩やかに減少してきている。資源ごみ減少の主な要因は、ペーパーレス化、インターネットニュースの台頭等により、資源ごみの大部分を占める新聞の回収量が前年度から34%減少するなど、年々減少していることが挙げられる。

目標項目	目標		平成29 (基準年度)	30	令和元	2	令和5 (目標)	達成率
再資源化率	平成29(2017)年度を基準とし、令和5(2023)年度に28.8%を目指す。	再資源化率(%)	23.0	22.6	22.1	21.0	28.8	-34.5%

(6) 家庭系燃えるごみの1人1日あたり排出量

家庭系燃えるごみの1人1日あたり排出量を、平成 29(2017)年度を基準年度とし、令和 5(2023)年度に 405gとすることを目標としている。

目標項目	目標		平成29 (基準年度)	30	令和元	2	令和5 (目標)	達成率
家庭系燃えるごみの1人1日あたり排出量	平成29(2017)年度を基準とし、令和5(2023)年度に405gを目指す。	家庭系燃えるごみの1人1日あたり排出量(g)	437	437	439	454	405	-53.1%

(注) 平成27年度の家庭ごみ有料化実施後は、大きく減量につながる新たな施策を実施しておらず、排出量が微増となり達成率がマイナスになっている。令和2年度の増加要因の一つとして、新型コロナウイルスによる、自宅滞在時間の増加が推察される。

(7) 再エネによる発電容量合計

再エネによる発電容量合計を、平成 29(2017)年度を基準年度とし、令和 5(2023)年度に 35,145kWとすることを目標としている。

目標項目	目標		平成29 (基準年度)	30	令和元	2	令和5 (目標)	達成率
再エネによる発電容量合計	平成29(2017)年度を基準とし、令和5(2023)年度に35,145kWを目指す。	再エネによる発電容量合計(kW)	25,245	26,340	27,135	28,934	35,145	37.3%

(8) 1人あたり CO₂ 排出量

市域における1人あたり CO₂ 排出量を、平成 29(2017)年度を基準年度とし、令和 5(2023)年度に 2.16(t-CO₂)とすることを目標としていたが、平成 30 年度に達成することができた。

目標項目	目標		平成29 (基準年度)	29	30	令和元	令和5 (目標)	達成率
1人あたり CO ₂ 排出量	平成29(2017)年度を基準とし、令和5(2023)年度に 2.16t-CO ₂ を目指す。	1人あたり CO ₂ 排出量(t-CO ₂)	2.25	2.25	2.16	(※) 2.08	2.16	188.9%

※直近の値が令和元(2019)年度の数値となっている。

(9) 資源循環コミュニティステーションの設置

日常の「ごみ出し」における資源回収スペースと交流・滞在スペースを併設した「資源回収・コミュニティステーション」について、令和 2(2020)年度を基準年度とし、令和 5(2023)年度に 2ヶ所とすることを目標としている。

目標項目	目標		令和2 (基準年度)	元	2	令和5 (目標)	達成率
資源循環コミュニティステーションの設置数	令和2(2020)年度を基準とし、令和5(2023)年度に2ヶ所を目指す。	資源循環コミュニティステーションの設置(ヶ所)	2	-	2	2	100.0%

2 環境施策の取組

(1) 創エネルギー・省エネルギーの推進

① 公共施設への太陽光発電システムの設置

市の施設へ太陽光発電システムを設置することによって、温室効果ガスを排出しないクリーンエネルギーの導入を促進しており、20 施設に太陽光発電システムを設置している。

20 施設のうち、エコパーク21、小瀬保健福祉ゾーン、南こども園及び学研高山地区の4カ所に設置した太陽光発電システム(1号機～4号機)は、市民出資による市民共同太陽光発電システムとして、一般社団法人市民エネルギー生駒により設置・運営されている。発電した電力は、いこま市民パワー株式会社 の電源として活用している。

一部の施設では、施設内に設置した大型ディスプレイで、リアルタイムでの発生発電量や発電の仕組み等の情報を提供することによって、地球温暖化の防止への啓発を実施している。

学研高山地区に設置した
太陽光発電パネル
(市民共同太陽光発電所4号機)



図表 10 各施設の発電量

設置施設	設備容量 (kW)	設置年月	発電量 (kWh)				
			平成28	29	30	令和元	2
北コミュニティセンター	30 20	H14.11 H29.2	29,831	52,350	12,787※	20,939	※
優楽	5	H13.10	4,089	4,239	3,888	3,317	3,060
RAKU-RAKUはうす	3	H13.4	1,848	1,795	1,556	1,469	1,455
俵口小学校	10	H16.1	※	※	※	※	※
生駒中学校	20	H21.2(10kW) H22.3(10kW)	10,567※	25,584	8,563※	※	※
図書会館	20	H23.3	20,179	19,742※	20,306	19,850	20,106
南コミュニティセンター	4	H25.1	4,771	4,015	4,903	4,866	4,916
エコパーク21	50	H26.3	61,833	63,345	60,335	60,587	61,118
生駒市消防署北分署	15	H26.4	22,098	17,204	18,912	18,917	18,845
生駒駅前図書室	10	H26.4	12,264	12,991	12,029	11,690	11,850
あすか野小学校	37.4	H27.4	36,500	43,290	44,545	43,072	43,633
生駒市立病院	10	H27.6	14,101	14,018	12,115	11,896	11,649
生駒台幼稚園	20	H27.8	23,771	23,377	23,051	22,766	23,544
鹿ノ台中学校	100	H27.9	117,775	104,140※	88,741	80,545	112,892
桜ヶ丘小学校	30	H27.10	37,796	36,229	38,001	36,526	37,199
小瀬保健福祉ゾーン	56	H28.2	71,834	73,720	69,642	69,335	71,118
市役所本庁舎	49.9	H28.3	58,096	57,481	55,973	55,170	54,256
南こども園	58	H28.3	71,504	74,427	71,510	70,269	70,423
生駒北小中学校	79.3	H29.3	-	106,006	105,378	110,456	110,404
学研高山地区	85	H29.11	-	34,251	97,762	100,335	102,690
合計発電量			598,857	768,204	749,997	742,005	759,158

※表示パネルの故障等のため欠測(一部欠測を含む)

② 山崎浄水場への小水力発電設備導入

上下水道部山崎浄水場では、水源として井戸水の他に県営水道水を購入しており、今まで使用していた減圧弁の代わりに水車で減圧するとともに発電機を回して発電する小水力発電システム(発電出力 40kW)を導入し、平成 25 年 3 月から稼働した。上水道の水流を利用した小水力発電では、全国で初めて固定価格買取制度(FIT)を利用し、発電した電力の全量を売電している。



山崎浄水場

図表 11 山崎浄水場の小水力発電量

	平成28	29	30	令和元	2
年間発電量(kWh)	361,168	357,408	355,922	349,019	339,083

(参考)生駒市の水道需要量

	平成28	29	30	令和元	2
給水区域内居住人口	120,741	120,336	119,795	119,281	118,621
年間総配水量(千 m^3)	12,199	12,311	12,130	12,071	12,281
年間有収水量(*) (千 m^3)	11,826	11,774	11,704	11,680	12,005

※平成 26 年度以降、水道の給水人口(*)は減少傾向にあり、年間総配水量(*)は令和元年度まで減少傾向であったが、令和2年度については増加した。

③ 自然エネルギー等活用事業

a 太陽光発電システム設置補助事業

市民一人ひとりの環境問題への取組意識を高揚し、クリーンエネルギー利用による環境活動を推進・誘導するため、平成 14 年度から住宅への太陽光発電システムの設置に対する補助を実施している。

補助事業の詳細については、固定価格買取制度(FIT)の運用状況等を勘案し、必要に応じて見直しを行っている。補助金額は、1kW あたり 2 万円とし、10 万円を上限としている。

図表 12 太陽光発電システム設置補助件数

	平成28	29	30	令和元	2
補助件数(件)	117	102	76	53	64
累計	1,459	1,561	1,637	1,690	1,754
補助対象システムの出力(kW)	522.4	476.3	379.4	268.1	352.3
累計	6,238.1	6,714.4	7,093.8	7,361.9	7,714.2

b 家庭用燃料電池設置補助事業

地球温暖化防止に寄与するため家庭用燃料電池の普及と省エネルギー等の環境意識の向上を図ることを目的として、平成 25 年度から家庭用燃料電池の設置に対する補助を実施している。補助金額は1件あたり 5 万円としている。

図表 13 家庭用燃料電池システム設置補助件数

	平成28	29	30	令和元	2
補助件数(件)	202	197	222	240	208
累計	583	780	1,002	1,242	1,450
補助対象システムの出力(kW)	141	138	155	168	146
累計	408	546	701	869	1,015

c 住宅用エネルギー管理システム(HEMS)(*)設置補助事業

一般家庭等でのエネルギー使用の効率化及び電力需要の抑制を図ることを目的として、平成 27 年度から住宅用エネルギー管理システム(HEMS)の設置に対する補助を実施している。補助金額は設置に要した経費とし、1 万円を上限としている。

図表 14 住宅用エネルギー管理システム(HEMS)設置補助件数

	平成28	29	30	令和元	2
補助件数(件)	31	31	26	28	28
累計	55	86	112	140	168

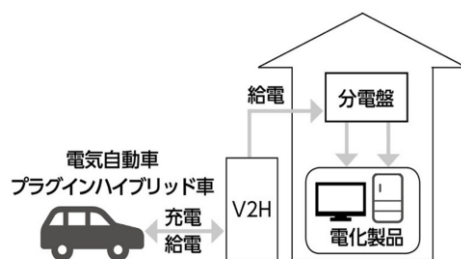
d 家庭用蓄電システム設置補助事業

一般家庭等でのエネルギー利用の効率化及び環境意識の向上を促進するとともに、非常時に備えた電力確保等を図り、災害に強い自立・分散型エネルギー社会の構築に寄与することを目的として、平成 28 年度から家庭用蓄電システムの設置に対する補助を実施している。補助金額は、家庭用リチウムイオン蓄電システムは 1kWh あたり 1 万円とし、6 万円を上限としている。また、V2H(ビークル・トゥ・ホーム)システム(*)は 1 件あたり 5 万円としている。

図表 15 家庭用蓄電システム設置補助件数

	平成28	29	30	令和元	2
蓄電池補助件数(件)	38	40	43	67	73
累計	38	78	121	188	261
補助対象システムの容量(kWh)	213.5	237.6	253.8	437.7	415.2
累計	213.5	451.1	704.9	1,142.6	1,557.8
V2H補助件数(件)	1	0	0	1	1
累計	1	1	1	2	3

図表 16 V2Hシステムの仕組み



④ 共同住宅共用部 LED(*)補助事業

電力使用量の削減及び地球温暖化防止を目指し、市民に対する省エネルギーなどの環境意識の向上を図ることを目的として、平成 26 年度から、共同住宅の共用部に設置されている従来型蛍光灯等を省エネ効果の高い LED に交換する事業に対する補助を実施している。補助金額は経費の 5 分の 1 とし、200 戸以上は上限 50 万円、200 戸未満は上限 25 万円としている。

なお、メーカー各社が従前の蛍光灯器具の生産を終了するなど、補助事業によらず、LED 器具が選択される傾向が認められたため、本補助事業は、令和 2 年度までで廃止することとした。

図表 17 共同住宅共用部 LED 化補助件数

	平成28	29	30	令和元	2
補助件数(件)	15	12	10	16	13
累計	45	57	67	83	96

⑤ 住宅省エネルギー改修工事補助事業

環境負荷低減のための住宅省エネルギー改修工事を行う市民を支援し、環境負荷が少ない住環境の創出を図ることを目的とし、平成 25 年度から補助制度を実施している。補助金額は対象工事費用の 3 分の 1 とし、市内業者が工事を行う場合は 50 万円、市外業者の場合は 30 万円を上限としている。

図表 18 住宅省エネルギー改修工事補助件数

	平成28	29	30	令和元	2
補助件数(件)	34	30	31	30	28
累計	124	154	185	215	243

⑥ 地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE(賢い選択)」

平成 27 年にフランスのパリで開催された COP21(*)において、2020 年以降の温暖化対策の国際的枠組みとしてパリ協定が採択され、世界共通の目標として、世界の平均気温を 2℃未満にする(さらに、1.5℃に抑える努力をする)とともに、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることが打ち出された。

令和2年 10 月には、国により、2050 年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするカーボンニュートラル宣言が実施されている。

「COOL CHOICE」は、CO₂ などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取組である。



「COOL CHOICE」ロゴマーク

生駒市は、この取組に賛同し、地球の未来にとって「賢い選択」をする市民を増やすため、家庭における太陽光発電システムや燃料電池などのクリーンエネルギーシステム導入への補助などを実施している。また、市内のイベント会場において、「COOL CHOICE」の紹介を行い、令和2年度には、35 人から取組への賛同を募るなど、啓発活動を実施している。

(2) 環境まちづくりの主な取組

① 地域エネルギー会社「いこま市民パワー株式会社」による事業促進

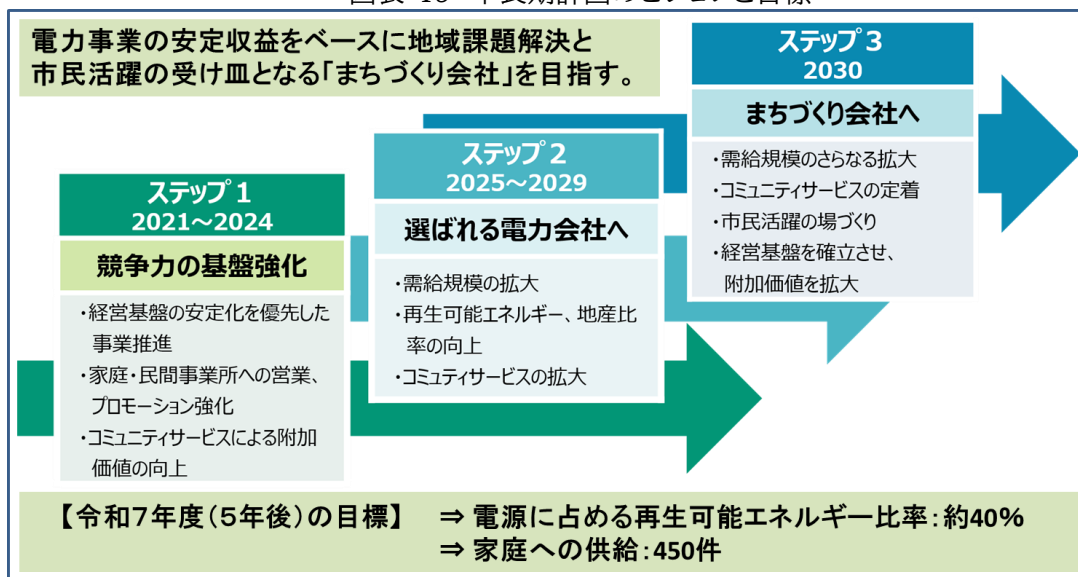
地域エネルギー事業を通じ、他の行政サービスや施策と連動しつつ、収益を活用しながらコミュニティサービスを展開することで、市民生活の質の向上と安心して暮らせるまちづくりに繋げていくことを目的として、市・事業者・市民団体の共同出資で平成 29 年 7 月に設立し、いこま市民パワーを核としたまちづくりをすすめている。

令和2年 11 月には、いこま市民パワーにより、令和3年度から5年間の中期計画及び 10 年後の長期ビジョンを掲げた「いこま市民パワー中長期計画 2021」(以下「中長期計画」という。)が策定された。

中長期計画においては、経営基盤の安定化を優先した事業推進を継続しつつ、再生可能エネルギー比率の向上及び収益の地域還元を着実に実施することで、電力事業をベースに地域課題解決と市民活躍の受け皿になるという将来ビジョンを設定するとともに、再生可能エネルギー比率や電力供給件数等の事業目標が明確化された。

令和3年1月には、地域活性化に取り組む団体、個人を表彰する「令和2年度 ふるさとづくり大賞」(総務省主催)を生駒市が受賞し、いこま市民パワーによる取組等の先進性が評価された。

図表 19 中長期計画のビジョンと目標



a 事業の目的

再生可能エネルギーの地産地消、収益の地域還元、コミュニティサービスの実施等により、経済面・社会面・環境面の向上を目指し、取組を進めている。

- 【経済面】電力小売事業による域内資金循環促進及び雇用創出
- 【社会面】コミュニティサービスによる市民の生活利便性向上、地域課題解決及び市民活躍の場づくり
- 【環境面】域内再生可能エネルギー電源の優先的調達及び開発による再生可能エネルギーの普及促進

図表 20 いこま市民パワーの事業イメージ



b 事業内容

令和2年度は、市内公共施設及び民間事業者への供給拡大とともに、家庭向けの電力供給を開始した。また、中長期計画において、市内に民間主導で計画される令和5年度竣工予定の木質バイオマス発電所からの電力調達を明記するとともに、一般社団法人市民エネルギー生駒による新たな市民共同太陽光発電の整備に向け検討を進めるなど、再生可能エネルギー比率の大幅な拡大及びエネルギー地産地消の促進に向け関係機関との連携が強化された。

○電力供給(令和2年度)

令和2年度から連携を開始した市内郵便局3局をはじめ民間施設8施設への供給を新たに開始したほか、令和2年9月には一般家庭向けの電力供給を開始した。

また、事業者向け・家庭向けの全ての料金プランを値下げする料金改定が実施され、価格面での競争力が向上した。

図表 21 いこま市民パワー電力供給先

供給先		件数(件)	供給量(MWh)
公共施設		68	26,452
	高圧	46	25,923
	低圧	22	529
民間事業者		29	934
	高圧	6	585
	低圧	23	349
家庭		24	32
合計		121	27,418

○電源調達(令和2年度)

令和2年度は、前年度に引き続き、生駒市の太陽光発電及び小水力発電のほか、一般社団法人市民エネルギー生駒の太陽光発電、株式会社グリーンパワー大東のバイオマス発電からの電力調達を継続した。

卸電力の調達にあたっては、中長期計画において、供給の安定性、価格、再エネ比率等を総合的に勘案して調達先を決定するとしたことを踏まえて令和3年度の調達先が公募された。公募の結果、令和3年度は、みんな電力株式会社から卸電力を調達することを決定し、調達電源に占める再生可能エネルギー比率は大きく向上する見込みとなった。

図表 22 いこま市民パワー電源調達

		調達先	調達実績 (MWh)
バイオマス		グリーンパワー大東	1,962
太陽光	市所有 (6施設)	あすか野小学校	573
		生駒台幼稚園	
		桜ヶ丘小学校	
		生駒市役所本庁舎	
		鹿ノ台中学校	
		生駒北小中学校	
	市民共同太陽 光発電所 (4基)	1号機・エコパーク21	
		2号機・南こども園	
		3号機・小瀬保健福祉ゾーン	
		4号機・学研高山地区	
小水力	山崎浄水場	339	
その他	大阪ガスから卸電力調達	24,850	
合 計			27,724

○登下校見守りサービスの実施

コミュニティサービスとして、平成31年1月に市内全小学校で導入された「登下校見守りサービス」について、新入生の無料期間を延長するサービス拡充が継続して実施された。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う市内各校の休校措置を受け、各世帯の負担を軽減するため、無料期間がさらに3カ月延長された。

登下校見守りサービスと



ICタグ



通過する際の校門のイメージ

は、ICタグを携帯した児童が受信アンテナを設置した校門を通過する際に、あらかじめ設定しておいた保護者のメールアドレスに校門通過情報がメール送信されるもので、子どもの登校時の到着の確認や、下校時の帰宅時間の目安が分かり、子どもの安心・安全を確保する取組みになっている。

いこま市民パワーは、各校を通じて各家庭にサービス利用を呼びかけ、平成31年導入当初には全校児童の約30%の児童に利用された。

○複合型コミュニティづくり充実支援

生駒市との共催による「まち活サミット2020」でまちづくりを体感できる「SDGs de 地方創生」カードゲームを行ったことに続き、4日間の事業計画策定ワークショップを行ったほか、場づくりの設計支援やコミュニティ運営のノウハウ提供といった個別自治会への伴走支援を実施し、6自治会による複合型コミュニティの立ち上げにつなげた。このほか、資源回収ステーションの設置支援、各種イベント等の企画支援を行うなど、コミュニティ活動の充実に貢献した。

○「SDGs de 地方創生」カードゲーム公認ファシリテーター資格取得補助

「SDGs de 地方創生」カードゲームを主催できる公認ファシリテーター資格取得費用の補助を行い、市民1名が資格を取得した。

② 環境モデル都市及びSDGs未来都市推進協議会の運営

a 設立の目的

平成28年2月、市民、企業、大学等研究機関、関係団体、行政機関等が協働し、生駒市環境モデル都市アクションプランに掲げる温室効果ガス削減目標の達成に向けた取組を促進すること等により、温室効果ガスの大幅な排出削減とともに、「市民・事業者・行政の協創で築く低炭素循環型の住宅都市」の実現を図ることを目的として環境モデル都市推進協議会を設立した。令和元年7月にSDGs未来都市に選定されたことを受け、同年10月に策定した生駒市SDGs未来都市計画の推進を図ることを目的に、令和3年2月には、協議会に高齢者施策及び子育て支援の分野の団体を構成員に加え、環境モデル都市及びSDGs未来都市推進協議会と改称した。

令和2年度は、会議を1回開催し、現状の生駒市を取り巻く課題とそれを踏まえた今後の環境モデル都市及びSDGs未来都市の取組のあり方等について意見交換を行った。

b 協議会構成員

生駒市環境モデル都市及びSDGs未来都市推進協議会 構成員一覧

学識経験者	大阪大学大学院工学研究科 環境・エネルギー工学専攻 教授 下田 吉之 奈良先端科学技術大学院大学 名誉教授 横田 明穂
団体	エコネットいこま 一般社団法人市民エネルギー生駒 生駒市自治連合会 生駒商工会議所 生駒市農業振興協議会 生駒市社会福祉協議会 いこま育児ネット
企業	関西電力送配電株式会社 大阪ガス株式会社 近鉄不動産株式会社 奈良交通株式会社 株式会社南都銀行

③ 公用車への電気自動車・超小型モビリティの導入

ガソリン車に比べ二酸化炭素排出量が55%削減できると言われている電気自動車の普及は、地球温暖化防止及び大気汚染防止対策に向けた取組の一つとして重要である。また、電気自動車は蓄電池としての機能もあるため、スマートハウス等と一体となった自立拠点・需給調整機能等の役割が注目されている。

令和2年度には、電気自動車2台、超小型モビリティ2台、PHV2台を公用車として活用した。超小型モビリティ2台は、健康課が実施する乳児家庭全戸訪問「こんにちは赤ちゃん事業」等に活用している。



超小型モビリティ

図表 23 超小型モビリティ利用実績

		平成28	29	30	令和元	2
1号機	走行距離(km)	449	339	264	570	104
	累計	878	1,217	1,481	2,051	2,155
	走行回数(回)	50	38	35	56	8
	累計	108	146	181	237	245
2号機	走行距離(km)	429	302	389	605	193
	累計	933	1,235	1,624	2,229	2,422
	走行回数(回)	56	44	46	64	23
	累計	125	169	215	279	302

※令和2年度には、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、「こんにちは赤ちゃん事業」を休止したため、利用実績が減少している。

④ 電気自動車用急速充電器の運用

電気自動車の普及を推進するため、一般社団法人次世代自動車振興センターによる急速充電器設置工事に係る補助事業を受け、市役所、図書館、北コミュニティセンター、南コミュニティセンター、エコパーク21の5ヶ所に急速充電器を整備し、運用している。



電気自動車用急速充電器

図表 24 電気自動車用急速充電器利用実績

		平成28	29	30	令和元	2
市役所	充電量(kWh)	318.2	580.6	425.1	701.6	501.5
	累計	699.1	1,279.7	1,704.8	2,406.4	2,907.9
	利用回数(回)	69	122	98	163	112
	累計	159	281	379	542	654
図書館	充電量(kWh)	441.5	1,290.0	1,014.7	1,163.2	1,088.7
	累計	669.5	1,959.5	2,974.2	4,137.4	5,226.1
	利用回数(回)	74	231	186	224	225
	累計	126	357	543	767	992
北コミュニティセンター	充電量(kWh)	757.6	1,476.3	1,077.9	1,385.6	1,265.6
	累計	1,497.2	2,973.5	4,051.4	5,437.0	6,702.6
	利用回数(回)	142	253	200	245	232
	累計	279	532	732	977	1,209
南コミュニティセンター	充電量(kWh)	705.6	427.2	705.3	884.5	782.5
	累計	2,628.4	3,055.6	3,760.9	4,645.4	5,427.9
	利用回数(回)	153	98	160	207	211
	累計	574	672	832	1,039	1,250
エコパーク21	充電量(kWh)	131.7	385.5	323.5	381.1	273
	累計	465.9	851.4	1,174.9	1,556	1,829
	利用回数(回)	30	74	63	77	56
	累計	79	153	216	293	349

⑤ うちエコ診断(*)の推進

うちエコ診断は、環境省認定の資格であるうちエコ診断士が家庭の省エネルギー対策・地球温暖化対策を診断するサービスであり、住まいと住まい方の状況をチェックして、家庭ごとにオーダーメイドの省エネルギー・地球温暖化対策の提案を行うものである。

令和2年度には環境フェスティバルでブースを設置し、うちエコ診断を実施した。

<実施件数>

・環境フェスティバル 26 件

⑥ カーボンオフセットの活用

カーボンオフセットとは、日常生活や経済活動において発生する CO₂等の温室効果ガスの排出量を、自治体や企業の排出削減・吸収活動により生み出されるクレジット(排出権)の購入により、埋め合わせる＝オフセットする仕組みである。

令和2年度は、9月に開催された「環境フェスティバル」で0.1t-CO₂のカーボンオフセット認定を行った。

⑦ いこま空き家流通促進プラットフォームの運営支援

不動産や建築など7業種の不動産流通に関わる専門家からなる「いこま空き家流通促進プラットフォーム」を平成30年5月に設立。「どこに相談していいのかわからない」「相談したけど受け付けてもらえなかった」など、様々な不安を抱える空き家所有者に専門家が寄り添い、一つ一つの物件に対してオーダーメイドで対応方針を提案し、空き家の流通を促進している。

令和2年度は、22件の空き家を取り扱い、9件の売買・賃貸借契約に至った。

図表 25 いこま空き家流通促進プラットフォーム実績

	平成30	令和元	令和2
取扱物件数	29	30	22
売買または賃貸借契約件数	5	16	9

(件)

⑧ 既存住宅流通等促進奨励金の交付

高齢化、人口減少などにより増え続ける空き家を未然に防止するとともに、生駒市内にある中古住宅の流通等の促進を図ることを目的として、平成27年10月から生駒市内の中古住宅を購入し、省エネルギー、耐震又はバリアフリーの改修工事を行った者に対して、1件あたり30万円の奨励金を交付している。

図表 26 既存住宅流通等促進奨励金交付件数

	平成28	29	30	令和元	令和2
交付件数	8	10	10	7	7
累計	10	20	30	37	44

(件)

(3) 廃棄物対策

① ごみ処理

家庭から排出されるごみは、資源ごみ5種を含む7種に分別し、委託業者によって定期的に収集を行っている。

清掃リレーセンターはごみ中継施設として整備したが、現在は市民・事業者から持ち込まれたごみの受け入れを行っている。受け入れたごみは圧縮してコンテナに積替処理して生駒市清掃センターへ輸送される。

生駒市清掃センターは、ごみを焼却処理する施設である。環境に配慮し、燃焼ガスの余熱を回収し、隣接する生駒山麓公園施設への熱供給なども行っている。なお、施設の処理能力は220t/日(110t/日×2炉)である。

図表 27 生駒市の家庭ごみ収集の形態

種別		回数	備考
燃えるごみ		週2回	月・木曜日、火・金曜日、水・土曜日の3ルートで収集
資源ごみ	プラスチック製容器包装	週1回	プラマークがついたプラスチック製の容器と包装
	びん・缶	月2回	
	ペットボトル		
	われもの	陶磁器・ガラス製品	
	有害ごみ	月2回 (平成30年4月～)	乾電池、電球、蛍光灯・蛍光管、水銀の体温計、鏡
大型ごみ、燃えないごみ		電話リクエスト	大きさが30cmを超える可燃物と全ての不燃物

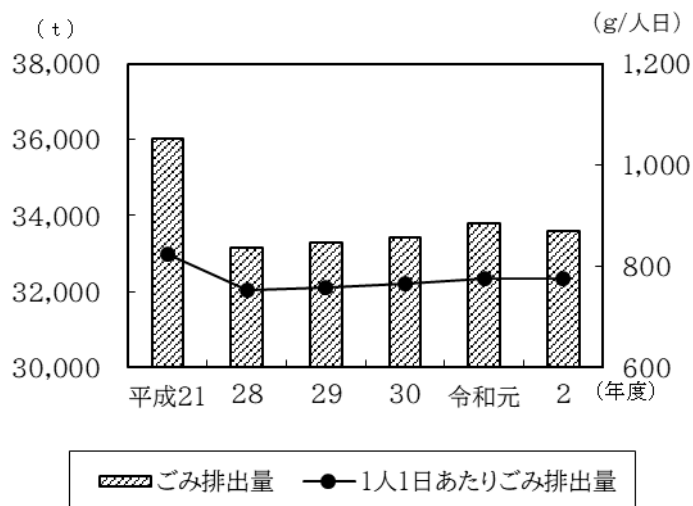
② ごみ排出量

家庭から出るごみについて、その量に応じてごみ処理に係る費用の一部を排出する者が負担する仕組みである家庭系ごみの有料化を平成27年4月から開始したことにより、令和2年度の市域のごみ発生量は、36,373tと平成26年度から約11.4%減少した。そのうち、古新聞・雑誌等の集団資源回収を除いたごみの排出量は、33,603tとなっており、平成26年度に比べ約12.0%減少した。

市民1人1日あたりの平均ごみ排出量については、令和元年度から微増し776.1gとなっている。家庭系ごみの市民1人1日あたりの平均ごみ排出量は、令和2年度では585.4gとなっている。

図表 28 ごみ排出量

区分 \ 年度	平成21 (ごみ半減プラン 基準年度)	28	29	30	令和元	2
総人口(人)	119,690	120,741	120,336	119,795	119,281	118,621
ごみ発生量(t)	39,243	37,024	36,957	36,850	37,055	36,373
ごみ排出量(t)	36,034	33,166	33,292	33,420	33,778	33,603
家庭系ごみ(t)	27,291	23,999	24,292	24,524	24,757	25,344
事業系ごみ(t)	8,743	9,167	9,000	8,896	9,021	8,259
1日平均排出量(t/日)	98.7	90.9	91.2	91.6	92.5	92.1
1人1日あたりごみ排出量(g/人日)	824.8	752.6	758.0	764.3	775.8	776.1
1人1日あたり家庭系ごみ排出量(g/人日)	624.7	544.6	553.1	560.9	568.6	585.4



③ ごみ焼却量等

排出ごみの大部分は焼却処理され、最終的に焼却残さと不燃成分の埋立てにより処理される。ごみ焼却量は平成28年度までは徐々に減少していたが、令和2年度は31,386tとなっている。

図表 29 ごみ焼却量・埋立量

(t)

区分	年度	平成21 (ごみ半減プラン 基準年度)	27	28	29	30	令和元	2
焼却量		35,340	31,578	30,063	30,313	31,033	31,131	31,386
焼却残さ埋立量(生駒市清掃センター)		3,853	3,064	2,763	2,754	2,791	2,725	2,861
ごみ埋立量(清掃リセンター)		421	477	194	160	279	230	233

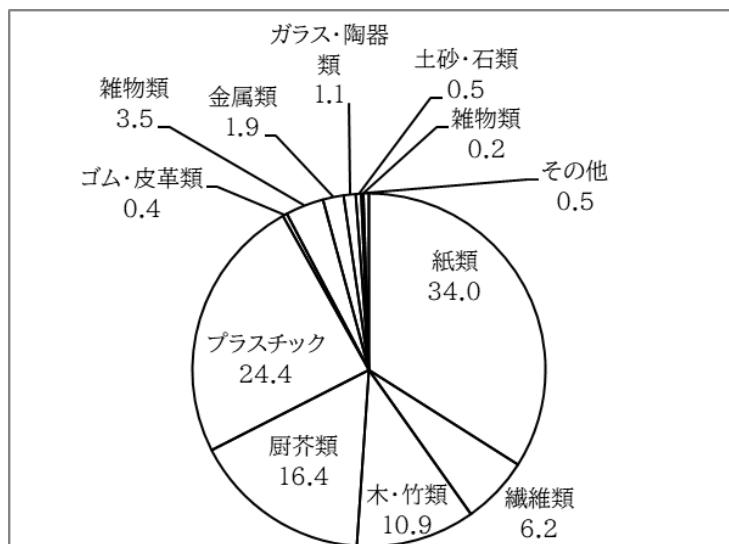
④ ごみの性状

排出ごみの性状については、可燃ごみとして生駒市清掃センターに搬入されたごみについて、乾燥重量における成分組成を調査している。組成については、各年度とも紙類の割合が最も高いが、継続して減少傾向にある。可燃成分と不燃成分で分けた場合は、可燃成分が9割以上を占めている。

図表 30 ごみの組成

(乾燥重量比%)

区分	組成	年度				
		平成28	29	30	令和元	2
可燃成分	紙類	44.2	40.4	38.9	36.6	34.0
	繊維類	4.5	10.9	6.1	4.0	6.2
	木・竹類	13.6	14.4	11.6	14.6	10.9
	厨芥類	12.6	6.4	11.4	14.2	16.4
	プラスチック	20.0	22.6	23.7	23.9	24.4
	ゴム・皮革類	0.0	0.5	2.1	0.9	0.4
	雑物類	2.3	1.4	2.0	3.4	3.5
不燃成分	金属類	1.6	0.5	1.0	1.3	1.9
	ガラス・陶器類	0.1	1.1	1.2	0.2	1.1
	土砂・石類	0.5	0.1	1.9	0.7	0.5
	雑物類	0.6	0.1	0.2	0.2	0.2
その他		0.0	1.6	0.0	0.0	0.5



⑤ 重点的に取り組んだごみ減量・再資源化の項目

a ごみの有料化について

「ごみ半減プラン」の重点施策の1つとしている家庭ごみの有料化について、平成23年5月から「生駒市ごみ有料化等検討委員会」での検討、「ごみ半減トライアル計画」によるごみ減量取組の実践を経て、平成25年12月に市長と市議会に報告書を提出した。

市は、平成26年3月定例市議会に平成27年4月1日からの家庭ごみ有料化導入を提案し、議決された。その後、実施までの1年間で、自治会説明会やリーフレット、ポスターの配布、また平成27年2月には、おためし袋の全戸配布などを実施し、有料化に向けて周知徹底を図った。

平成27年4月から家庭ごみの有料化が開始され、「燃えるごみ」「大型ごみ」「燃えないごみ」は、指定袋や処理券を用いて出すこととなり、これにより、これまで燃えるごみとして捨てられていた資源ごみが分別されるようになり、資源化が進んだ。

b 生駒市ごみ減量市民会議の設置

生駒市ごみ減量市民会議は、市民・事業者・行政の連携によりごみ減量に向けた活動を実践し「生駒市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(ごみ半減プラン)」に掲げる燃えるごみの半減目標を達成することを目的に、当面の目標として、「家庭系燃えるごみを平成30年度までに、平成25年度比で25%削減する」を掲げ、平成28年7月14日に設置された。

c レジ袋の削減について

レジ袋の削減、マイバッグ等の利用推進のため、平成25年10月30日に、市内のスーパーマーケットの代表者と生駒市環境基本計画推進会議(ECO-net生駒)と生駒市の三者で、平成26年6月1日からレジ袋有料化に向けた「マイバッグ等の持参促進及びレジ袋有料化に関する協定」を締結した。

令和2年7月1日から、レジ袋有料化が省令(※)により義務化された。生駒市も引き続きレジ袋の削減について取り組んでいく。

(※)小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成18年財務・厚生労働・農林水産・経済産業省令第1号)

図表 31 協定締結店舗

イオン 登美ヶ丘店	KOHYO 東生駒店
いそかわ イトピア店	スーパーセンターオークワ 生駒上町店
いそかわ 新生駒店	スーパーヤオヒコ 北大和店
オークワ 生駒菜畑店	ディアーズコープいこま
近商ストア 生駒店 (1)	中村屋 東生駒店
近商ストア 白庭台店	ハーベス 東生駒店
近商ストア 新生駒店	マックスバリュ 生駒南店 (2)
業務スーパー 生駒店	万代 菜畑店
業務スーパー 南生駒店	万代 生駒店

(50音順)

(1) 令和2年1月末に閉店

(2) 平成31年4月20日に閉店

d 集団資源回収

ごみの発生抑制、再資源化において、集団資源回収は効果が大きく、その取り組みを促進していく必要があり、実践団体に補助金を交付し、支援を行っている。

集団資源回収量については、4年間で27%減少しており、減少傾向にある。主な要因は、集団資源回収量の大部分を占める新聞の回収量が年々減少していることが挙げられる。実際、平成12年の新聞発行部数は、一般紙とスポーツ紙を合わせ、全国で5,370万部であったが、ペーパーレス化、インターネットニュースの台頭等により、20年後の令和元年には3,500万部となっており、減少が著しい。

ウエスに関しては、令和2年度に大きく減少しているが、これは新型コロナウイルスの影響で、ウエス類の日本から海外への輸出がストップとなった影響による。

図表 32 集団資源回収量 (t)

種類 \ 年度	平成28	29	30	令和元	2
新聞	2,252	2,089	1,907	1,764	1,426
雑誌	798	778	757	762	721
段ボール	452	437	420	400	393
ウエス	283	286	279	290	201
牛乳パック	32	19	17	16	18
カバン・くつ類	23	17	13	14	10
ミックスペーパー	18	39	37	30	32
合計	3,858	3,666	3,430	3,276	2,801

端数処理のため合計が合わないことがある。

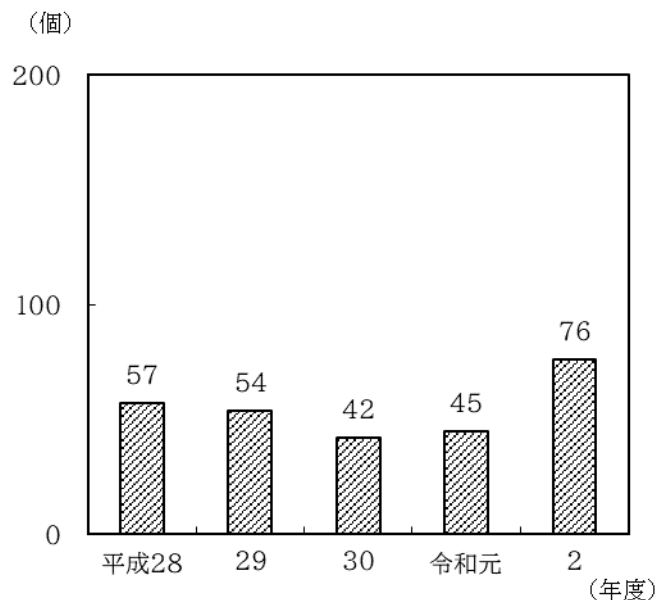
e 生ごみ自家処理容器・処理機購入補助

家庭からごみとして排出される生ごみの焼却量を削減し、焼却により発生する温室効果ガスを削減するため、家庭用生ごみ処理容器・処理機を購入する者に対し補助を行っている。

平成28年4月から更なる家庭ごみの減量と再資源化の促進を目的として、より環境にやさしい処理を推進するための補助率の見直しや補助限度額の増額等を行っている。

※補助金額・非電動型処理容器等については、購入額の4分の3以内で限度額は75,000円(1世帯1年間2個まで)。電動型処理機は、購入額の2分の1以内で限度額は75,000円(1世帯5年間1個まで)

図表 33 生ごみ自家処理容器・処理機購入補助申請数



f 食品ロス削減の取組

○フードドライブ

賞味期限切れなどの理由で、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品「食品ロス」の削減を目指し、家庭等で使いきれない食品を持ち寄り、それを必要としている福祉施設や団体に寄付する活動「フードドライブ」を実施した。

令和2年度は、たけまるホールで毎週木曜日に実施し、783点、280kgの食品が集まった。集まった食品は、フードバンク奈良を通じて、市内の福祉施設やこども食堂等に届けた。

図表 34 フードドライブ受付点数・重量

実施年月日	実施イベント名・場所	点数	重量
毎週木曜日	たけまるホール	783点	280.0kg
	合計	783点	280.0kg

○食品ロス削減協力店制度

事業者との連携によってまち全体で食品ロス削減に取り組む仕組みとして、食品ロス削減に積極的に取り組む市内の食品小売業を営業する事業者を「生駒市食品ロス削減協力店」として登録する制度を開始した。

令和2年度には、啓発用ステッカー及びポスターの提供、広報いこまちへの掲載やホームページ・SNSを活用し、食品ロス削減の取組を支援した。

図表 35 生駒市食品ロス削減協力店と取組内容

店舗名	登録日	取組内容
いそかわ イトーピア店	令和2年4月1日登録	<ul style="list-style-type: none"> ・量り売りや小分け売りの実施 ・販売期間の延長(3分の1ルールを見直し、賞味・消費期限近くまで販売) ・閉店間際、期限間近商品の値引き販売 ・値引き商品を一箇所に配置し、手に取りやすくする
いそかわ 新生駒店	令和2年4月1日登録	<ul style="list-style-type: none"> ・量り売りや小分け売りの実施 ・販売期間の延長(3分の1ルールを見直し、賞味・消費期限近くまで販売) ・閉店間際、期限間近商品の値引き販売 ・値引き商品を一箇所に配置し、手に取りやすくする
ならコープ ディアーズコープいこま	令和2年4月1日登録	<ul style="list-style-type: none"> ・量り売りや小分け売りの実施 ・閉店間際、期限間近商品の値引き販売 ・値引き商品を一箇所に配置し、手に取りやすくする ・規格外商品・わけあり商品の販売 ・季節商品の予約による販売 ・余剰食品のフードバンクへの提供 ・フードドライブの実施 ・ポスター掲示、店内放送等による食品ロス削減に関する啓発、情報発信 ・食べきり、使いきりに繋がるレシピ紹介
中村屋 東生駒店	令和2年4月1日登録	<ul style="list-style-type: none"> ・量り売りや小分け売りの実施 ・販売期間の延長(3分の1ルールを見直し、賞味・消費期限近くまで販売) ・閉店間際、期限間近商品の値引き販売 ・規格外商品・わけあり商品の販売 ・季節商品の予約による販売
近鉄百貨店 生駒店	令和2年4月1日登録	<ul style="list-style-type: none"> ・量り売りや小分け売りの実施 ・閉店間際、期限間近商品の値引き販売 ・値引き商品を一箇所に配置し、手に取りやすくする ・季節商品の予約による販売 ・ポスター掲示、店内放送等による食品ロス削減に関する啓発、情報発信

g 使用済み小型家電の拠点回収

「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(平成24年法律第57号)に基づき、廃棄物の適正処理及び資源の有効利用確保を図るため、平成26年10月から、3か所(市役所、南コミュニティセンターせせらぎ、北コミュニティセンターISTAはばたき)で開始、平成29年1月から、3か所(鹿ノ台ふれあいホール・図書会館・たけまるホール)、平成30年2月から2か所(ディアーズコープいこま・オークワ生駒菜畑店)、平成31年2月から1か所(エコパーク21)、令和2年7月から2か所(中村屋東生駒店・DCMダイキ南生駒店)、令和2年12月から1か所(萩の台住宅地自治会)に増設して計12か所に回収ボックスを設置し、使用済み小型家電の拠点回収を実施している。令和2年度は15,130kgを回収し、認定事業者により適正に再資源化を図った。

【回収対象小型家電】

電話機、ファクシミリ装置、携帯電話、PHS、カーナビ、ETC、ラジオ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ノートPC、デスクトップPC(ディスプレイは除く)、電卓、電子辞書、補聴器、医療用電気機械器具、フィルムカメラ、台所用電気機械器具、アイロン、ゲーム機、電子玩具、電動式玩具等、施行令に規定する物の内44種で、回収ボックスの投入口(35cm×15cm)に入るもの。

h もったいない食器市

公共施設で不要な食器の回収を行い、リユースを推進するため、気に入った食器を無料でお持ち帰りいただく「もったいない食器市」を開催している。

環境負荷の低減と資源の有効利用を図るため、家庭で不要になった食器だけでなく、割れたり、欠けてしまった食器についても回収を行っており、適正にリサイクルを実施している。

i リユース市

清掃リレーセンターに持ち込まれたごみのうち、小道具やおもちゃなどリユース可能なものを取り置き、清掃リレーセンターにおいて有料で販売するリユース市を開催している。市民に安価で販売することにより、資源の有効活用を進め、ごみの減量につなげている。

j 環境フリーマーケット

市民を対象として家庭内の不用品(食料品を除く)を譲り合うことで、限りある資源の有効利用の促進と、物を大切にす意識の向上を図るために開催しているが、令和2年度には新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止した。

k 複合型コミュニティづくり

地域の自治会館や公園等の拠点を活用し、資源ごみの回収・リサイクルをはじめ、家庭の不用品の交換・共有、買物・生活支援、健康づくりといった機能を複合的に組み合わせ、地域コミュニティの強化を図る複合型コミュニティづくりを推進している。

令和2年度には、6自治会が取組を開始し、その内2自治会が生ごみ等の回収、資源化に取り組んだ。

(4) 公共交通対策

生駒市地域公共交通活性化協議会

公共交通機関の空白地域の解消、中心市街地である生駒駅、市役所へのアクセスの改善、また、二酸化炭素排出量削減など環境負荷への軽減といった課題の解決に向けての検討を行うため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(平成 19 年法律第 59 号)に基づき、平成 21 年 11 月 27 日に生駒市地域公共交通活性化協議会を設置した。

平成 23 年 3 月には、10 年計画となる「地域公共交通総合連携計画」を策定し、地域の住民の買い物や通院など日常生活に必要な活動の機会を確保するために、コミュニティバスの運行などの公共交通サービスを提供すべき地区を抽出し、優先順位を決定した。平成 23 年度から門前線、西畑線、有里線の運行を開始し、平成 30 年 10 月からは、平成 26 年度から実証運行を続けていた北新町線、萩の台線の本格運行を開始し、平成 17 年度から運行している光陽台線とあわせて現在 5 路線 6 系統でコミュニティバスを運行している。

また、「持続可能な公共交通サービスで誰もが円滑に移動でき、市民の活動機会が保障されているまち」を実現するため、生駒市地域公共交通活性化協議会での協議を経て、公共交通のマスタープランとなる「生駒市地域公共交通計画」を令和 3 年 3 月に策定した。今後は、計画に基づく事業実施の検討等を行っていく。

○生駒市地域公共交通計画

<計画期間>

令和3年度～令和13年度(11年間)

<基本方針>

- ①公共交通サービスの提供による市民の活動機会の保障
- ②まちづくりと連携した公共交通サービスの提供
- ③市民・地元企業・行政等の協働による公共交通サービスの充実

<将来像>

持続可能な公共交通サービスで誰もが円滑に移動でき、市民の活動機会が保障されているまち

図表 36 コミュニティバス運行状況

路線名	光陽台線 (病院線)	門前線	西畑線 ・有里線	北新町線 (病院線)	萩の台線
運行日	年末年始(12/29～1/3)を除く平日				
乗車定員	32 人	12 人	8 人	12 人	12 人
運賃	大人 200 円、小学生・障がい者 100 円 ※病院線は大人 200 円、小学生・障がい者 100 円 ※西畑線・有里線の両区間にまたがったの利用は大人 350 円、小学生・障がい者 180 円				

図表 37 コミュニティバスの乗客数

(人)

路 線	平成28	29	30	令和元	2
光陽台線(H17.10～)	43,771	44,013	41,268	35,679	27,266
門前線(H23.10～)	35,274	36,870	36,446	32,712	25,657
西畑線・有里線(H23.10～)	7,175	7,488	7,263	6,048	4,649
北新町線(H26.10～)	7,098	8,451	8,946	8,424	7,066
萩の台線(H26.10～)	6,642	7,673	8,187	6,686	4,883
合 計	99,960	104,495	102,110	89,549	69,521

※令和2年度には、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、乗客数が大きく減少した。



コミュニティバスたけまる号

(5) 生活排水対策

① 合併処理浄化槽設置整備事業

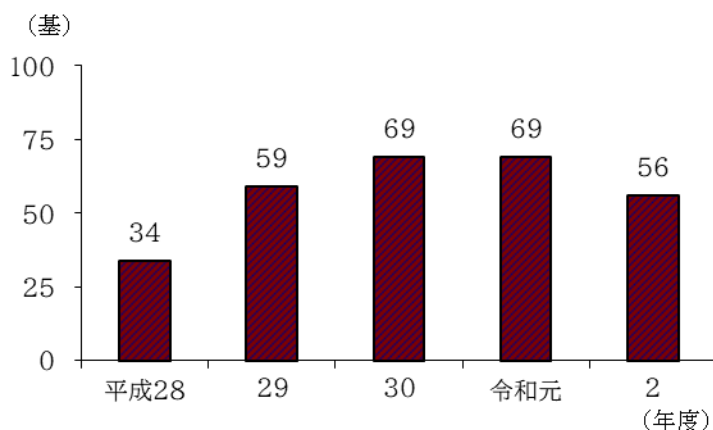
生活排水を浄化し、河川の水質汚濁を防止することを目的として、当面公共下水道(*)の整備予定のない区域を対象に、平成3年度から合併処理浄化槽の設置に対する補助金を交付し、合併処理浄化槽の普及促進を図っている。令和2年度の設置補助基数は56基となっている。

なお、浄化槽法の一部改正(平成13年4月施行)に伴い、設置が可能な浄化槽は合併処理浄化槽のみとなっている。

図表 38 合併処理浄化槽設置補助基数

(基)

年度 種類	平成28	29	30	令和元	2
5人槽	23	46	59	51	41
6人槽	—	—	—	—	—
7人槽	10	11	10	17	15
8人槽	—	—	—	—	—
10人槽	1	2	—	1	—
25人槽	—	—	—	—	—
50人槽	—	—	—	—	—
合計	34	59	69	69	56



② 河川浄化施設整備事業

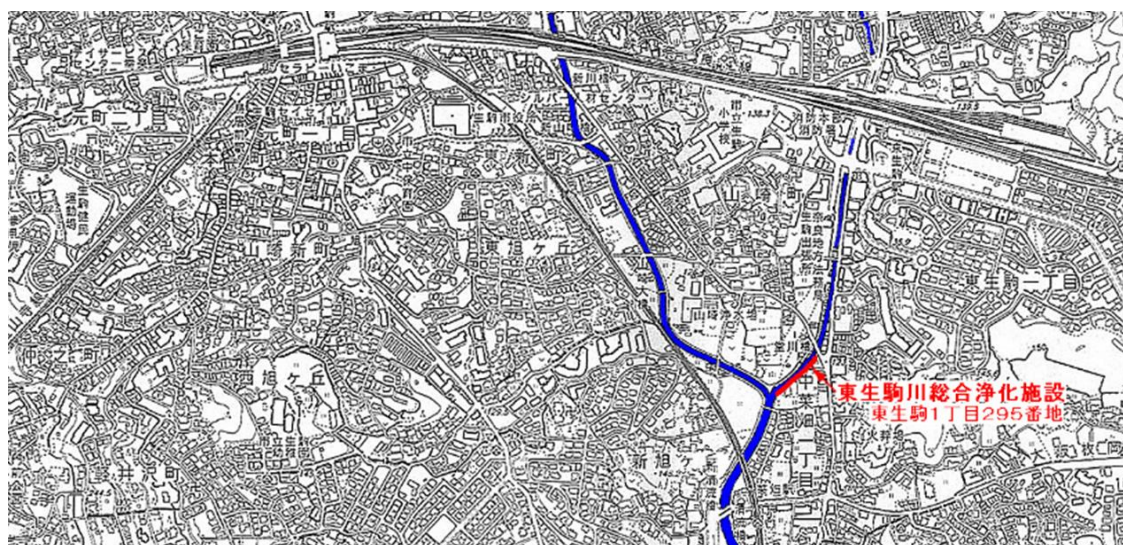
河川浄化施設の整備については、たつたがわ万葉クリーン計画の基本方針に基づき、公共下水道の整備状況等も勘案し、東生駒川の総合浄化施設を平成8年から9年にかけて設置し、水質浄化に努めてきた。

公共下水道の整備等により河川の水質改善が図られていることから、令和3年3月をもって維持管理を停止した。

図表 39 河川浄化施設の概要

施設名・設置場所	設置年月	施設の規模	施設の形態	浄化方法	浄化能力 (令和2年度BOD平均値)	
					項目	値
東生駒川総合浄化施設 山崎町・東生駒1丁目 (竜田川合流前)	平成9年11月	L : 78m W : 2.0m H : 1.0m	河道内設置 型	接触酸化 方式	河川流量	6,000m ³ /日
					処理水量	2,700m ³ /日
					河川処理率(*)	45%
					BOD除去率	-18.6%
					流入水BOD	5.1mg/L
					処理後BOD	5.4mg/L

図表 40 河川浄化施設の設置場所



③ 公共下水道整備事業

a 公共下水道の概要

公共下水道は、河川等公共用水域(*)の水質を保全するとともに、市民に快適な住環境をもたらす上で大きな役割を果たしている。

本市の公共下水道は奈良県浄化センターで汚水を処理する流域関連公共下水道の処理区(富雄川・竜田川)と、竜田川浄化センターや山田川浄化センターで汚水を処理する単独公共下水道の処理区がある。近年は、下水道普及率の低い、流域関連公共下水道竜田川処理区の整備を鋭意推進しており、令和2年度末の下水道普及率は前年度と比較して、約0.4%上昇している。

図表 41 下水道の整備状況(令和3年3月31日現在)

行政人口 (人)	処理区	全体計画 面積 (ha)	事業計画 面積 (ha)	令和2年度 整備面積 (ha)	整備済 面積 (ha)	処理可能 人口 (人)	下水道 普及率 (%)
118,621	単独竜田	260.7	260.7	1.02	236.81	18,437	71.8
	単独山田	153.3	110.0	0.00	110.00	7,005	
	流関富雄	806.5	580.0	0.56	457.69	25,147	
	流関竜田	1,264.6	719.6	6.87	430.68	34,558	
	合計	2,485.1	1,670.3	8.45	1,235.18	85,147	

b 竜田川浄化センターの施設概要

- ・ 施設所在地 生駒市東山町 201 番地 21
- ・ 敷地面積 27,910 m²
- ・ 処理区域 260.7ha
- ・ 処理能力 11,520m³/晴天時最大
- ・ 排除方式 分流式
- ・ 処理方式 ステップ流入式多段嫌気好気活性汚泥法
嫌気好気活性汚泥法

c 山田川浄化センターの施設概要

- ・ 施設所在地 生駒市鹿ノ台東1丁目11番地13
- ・ 敷地面積 7,947 m²
- ・ 処理区域 110.0ha
- ・ 処理能力 5,900m³/晴天時最大
- ・ 排除方式 分流式
- ・ 処理方式 標準活性汚泥法＋三次処理(凝集沈殿＋砂ろ過)

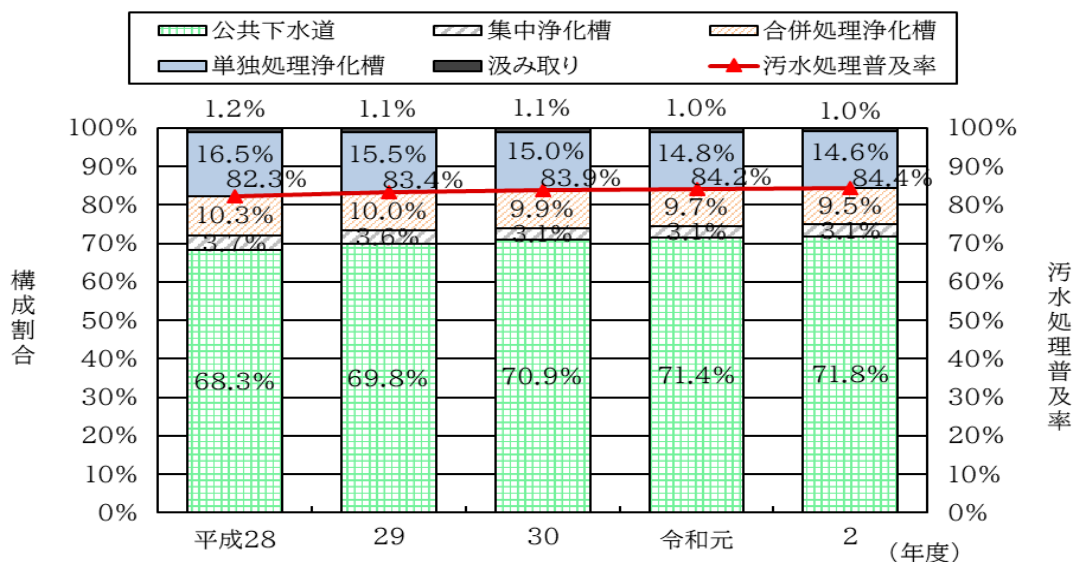
d 処理施設別の汚水処理人口

令和2年度末の汚水処理の状況は、行政区域内人口118,621人のうち、汚水処理人口(公共下水道、集中浄化槽及び合併処理浄化槽の使用者)は100,126人で、汚水処理普及率は84.4%となっている。

また、し尿しか処理できない単独処理浄化槽と汲み取りによる処理人口は18,495人で、行政区域内人口の15.6%を占めており、公共下水道の整備や生活排水全体を処理できる合併処理浄化槽の設置補助等による転換を図っている。

図表 42 処理施設別の汚水処理人口
(上段:人数(人)、下段:構成比(%))

	平成28	29	30	令和元	2
行政区域内人口	120,741	120,336	119,795	119,281	118,621
汚水処理人口	99,410	100,322	100,495	100,386	100,126
	82.3	83.4	83.9	84.2	84.4
公共下水道	82,459	83,974	84,952	85,115	85,147
	68.3	69.8	70.9	71.4	71.8
集中浄化槽	4,450	4,338	3,720	3,720	3,720
	3.7	3.6	3.1	3.1	3.1
合併処理浄化槽	12,501	12,010	11,823	11,551	11,259
	10.3	10.0	9.9	9.7	9.5
単独処理浄化槽	19,868	18,659	18,028	17,661	17,317
	16.5	15.5	15.0	14.8	14.6
汲み取り	1,463	1,355	1,272	1,234	1,178
	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0
自家処理人口	—	—	—	—	—



④ 廃食用油の回収

廃食用油の回収は平成 7 年 2 月から自治会など 6 団体の協力を得て行っている。

回収は開庁日の市役所環境保全課窓口(平成 28 年 4 月から)で行っているほか、鹿ノ台ふれあいホール、北コミュニティセンターISTAはばたき、図書会館、たけまるホール、南コミュニティセンターせせらぎで、それぞれ毎週木曜日の午前 9 時から午後 5 時まで実施している。

回収した廃食用油は石鹼の原料にリサイクルし、リサイクル手洗石鹼として市民に配付している。

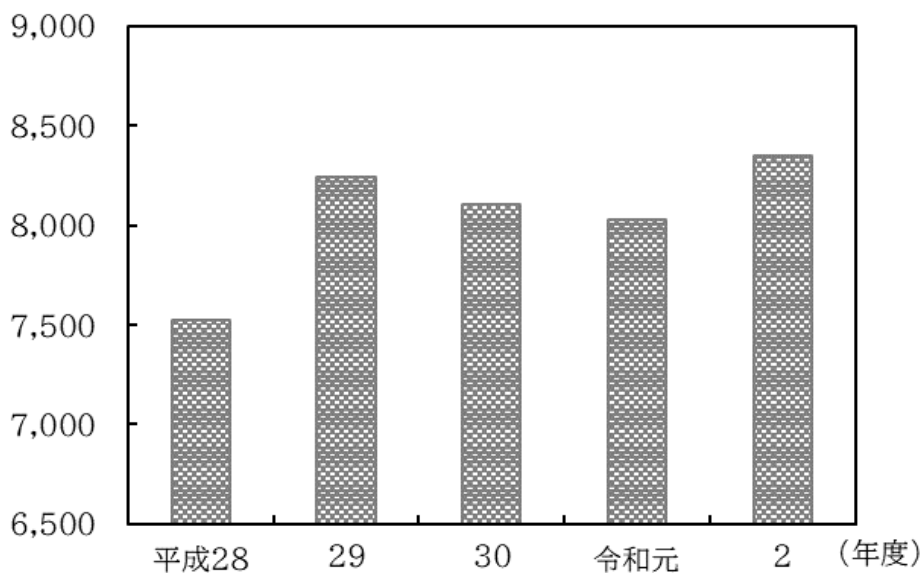
図表 43 廃食用油の回収場所(令和3年 4 月 1 日現在)

回収拠点		日時
公共施設	市役所環境保全課窓口	平日 8:30~17:15
	鹿ノ台ふれあいホール	毎週木曜日 9:00~17:00
	北コミュニティセンターISTAはばたき	
	図書会館	
	たけまるホール	
	南コミュニティセンターせせらぎ	
協力団体等	門前町自治会	随時
	桜ヶ丘自治会	
	壺分町東自治会	毎月第1月曜日 午前中
	壺分町西自治会	
	あすか野自治会	
	小明町自治会	偶数月第1金曜日 午前中

図表 44 廃食用油の回収状況

年度	平成28	29	30	令和元	2
回収量(L)	7,522	8,239	8,104	8,030	8,345
月平均回収量(L)	627	687	675	669	695

(L)



(6) 自然環境・生物多様性

① 地域・地区の指定

a 指定の概要

生駒市域の西部は、生駒山地、東部は、矢田丘陵が南北に走っており、生駒山地は金剛生駒紀泉国定公園、矢田丘陵は県立矢田自然公園に指定され、緑豊かな自然環境に恵まれている。また、近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づく近郊緑地(*)保全区域、奈良県自然環境保全条例に基づく景観保全地区及び環境保全地区、都市計画法の風致地区(*)に第2種から第5種までの指定区域がある。

図表 45 地域の要件・指定基準

		面積(ha)	根拠法令	地域の要件・指定基準
公自 園然	金剛生駒紀泉国定公園	612.0	自然公園法	国立公園に準ずる優れた自然の風景地
	県立矢田自然公園	82.0	奈良県立自然公園条例	県内にある優れた自然の風景地
近郊緑地保全区域		1,007.4	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	近郊緑地のうち無秩序な市街地化の恐れが大であり、かつこれを保全することによって得られる既成都市区域及びその近郊の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい土地の区域
保自 全然 地環 区境	景観保全地区	327.0	奈良県自然環境保全条例	森林、草生地、山岳、高原丘陵、古墳、溪谷、池沼、河川等により形成される県の代表的な自然景観を維持するために必要な地区
	環境保全地区	93.0		道路の沿道、市街地及びこれらの周辺で良好な環境を保全するために積極的に緑化等の推進を図ることが必要な地区
風 致 地 区	第2種風致地区	348.5	都市計画法	都市の風致を維持する地区
	第3種風致地区	287.5		
	第4種風致地区	316.9		
	第5種風致地区	57.1		

b 申請・届出状況

緑豊かな自然環境を保全するため、地域・地区内で建築物の新設、土地の形質の変更等を行う者は、許可申請又は届出の手續を要し、許可又は届出受理においては、厳しい規制基準を設けている。

図表 46 年度別申請・届出状況

地 点	(件)				
	平成28	29	30	令和元	2
金剛生駒紀泉国定公園	19	6	14	12	10
県立矢田自然公園	-	1	0	0	0
近郊緑地保全区域	1	2	-	1	2
自然環境保全地区	7	12	5	8	12
風致地区	127	122	157	102	105

② 保護樹木等の指定

生駒市では、環境基本条例の基本理念に基づき緑あふれるまちづくりを推進し、人と自然が共存できる都市の実現を目指し、市内の緑を保全するため、保護樹木・保護樹林の指定を行っている。そのほか、市街化区域内の緑を保全するための制度として、市民の森事業及び樹林地バンク制度の運用を行っている。

③ 森林の保全

「緑の住宅都市」としての環境を支えている森林の保全を図るため、ナラ枯れ防除を実施した森林所有者等に対して、費用の一部を補助金として交付した。また、里山林の保全、整備及び活用の促進を図るため、市民の自主的参加による森林整備を行う団体に対し、補助金を交付している。

④ 希少野生生物

平成 26 年夏、市内のため池で、環境省のレッドリストで、絶滅危惧種 I B 類に指定されている日本固有種の淡水魚カワバタモロコが発見された。カワバタモロコは、外来種の放流、里山や水田の荒廃などが原因で姿を消しつつあり、調査や保全の取組みが殆どなく、保護しなければ絶滅する可能性があった。

豊かな自然環境に恵まれた住宅都市として発展してきた生駒市では、今ある自然を守り、希少種を含む生きものとの共生をふまえた地域環境づくりが必要であった。そこで、発見されたカワバタモロコを市における生物多様性の象徴的存在と位置づけ、地域における環境保全の機運を盛り上げるきっかけとしてカワバタモロコの保護活動を開始することとした。

活動の趣旨に賛同して集まったボランティアと専門的知識を持つ近畿大学農学部と連携しながら、カワバタモロコの生息域外保全等の活動を行っている。



カワバタモロコ

⑤ 公園の整備

住区基幹公園や都市基幹公園など都市公園をはじめ、公共施設緑地など、公園の整備状況については、以下に示すとおりとなっている。

図表 47 都市公園などの整備状況

種別		市街化区域		都市計画区域		
		(ヶ所)	(ha)	(ヶ所)	(ha)	
都市公園	住区基幹公園	街区公園(*)	215	29.89	221	31.21
		近隣公園(*)	12	16.88	12	16.88
		地区公園(*)	2	11.66	3	15.54
			229	58.43	236	63.63
	都市基幹公園	総合公園(*)	-	-	2	39.39
		運動公園(*)	-	-	-	-
			-	-	2	39.39
			229	58.43	238	103.02
	その他公園	都市緑地(*)	104	44.03	114	47.25
		緑道(*)	5	2.17	5	2.17
		338	104.63	357	152.44	
公共施設緑地	広場等	23	4.00	32	5.24	
都市公園等		361	108.63	389	157.68	

⑥ 市民農園の整備

生駒市の農業は都市近郊の農業地域であり農家の兼業化の進行、農業従事者の減少・高齢化・担い手不足等により耕作放棄地も増えている。貴重な緑地空間として保全活用を図る方法の一つとして、また都市住民が自然の中で気軽に土に親しみ農作物を作る楽しさを体験していただける交流空間の場として、市内 3ヶ所に市民農園を開設している。

図表 48 市民農園の整備状況

名称	場所	区画数	1区画の面積 (㎡)	使用料 (円/年)	駐車台数 (台)	開設年月日
北地区市民農園	高山町庄田	95	30	15,720	49	H13.4.27
南地区市民農園	萩原町	53	30	15,720	35	H15.5.1
西地区市民農園	小明町・南田原町	70	30	15,360	22	H16.4.20

⑦ 遊休農地の活用

市内の農地の4分の1にのぼる遊休農地の解消の一助として、遊休農地活用事業を進めている。この事業は農地の管理などを希望する農地所有者と耕作希望者を市が仲介するもので、遊休農地を維持管理し、景観を含めた環境の保全を進めながら耕作できる方に農地の貸付を行っている。

図表 49 遊休農地の活用状況

	貸出農地登録			農地利用		
	筆数(筆)	面積(㎡)	所有者(人)	筆数(筆)	面積(㎡)	利用者(人)
平成30	133	56,224	54	121	52,285	204
令和元	152	56,721	58	129	50,406	201
2	154	57,905	60	143	55,077	211

(7) 環境美化の推進

① 生駒市まちをきれいにする条例

生駒市では、平成11年3月に生駒市環境基本条例を制定し、環境基本計画をはじめ一般廃棄物処理基本計画や緑の基本計画に基づき、「みんなで創るきれいな街」を合言葉に環境美化に関する様々な施策を推進してきた。しかし、たばこの吸い殻、空き缶等のポイ捨て、飼い犬のふん放置等の問題については、元々法令等で禁止されているにもかかわらず、依然として解決されることなく、地域の美観を損なう大きな要因のひとつとなっていた。

このことから、生駒市まちをきれいにする条例は、個々の良心に委ねるだけではなく、心無い行為者に対しては抑止力を高めるとともに、一人でも多くの市民の理解と賛同を得て、市民等、事業者、市の協働により、生駒のまちを美しくきれいなまちにすることを目的として、平成23年1月に施行されたものである。

しかし、たばこや空き缶のポイ捨て、飼い犬のふん放置等、モラルの欠如や、マナー違反の行為は後を絶たなかった。そこで、条例の効果を高めるため、ポイ捨て禁止、ふん放置禁止に違反し、命令に従わない人は過料を支払わなければならない罰則規定を設けるため、平成25年10月に条例を改正した。

② 環境美化推進員

生駒市まちをきれいにする条例に基づき、市民による市民に対する啓発を図るため、環境美化推進員の委嘱を行った。令和2年度は、自治会の役員交代などで入れ替わりがあったが、市民193人、自転車放置防止指導員26人合計219人が推進員として活動を行った。

③ いこまクリーンアップ作戦

環境美化推進員及び市職員が率先して環境美化活動に取り組むことによる市民の環境美化意識の高揚を図るため、いこまクリーンアップ作戦として、生駒駅他8駅(東生駒駅、菜畑駅、一分駅、南生駒駅、萩の台駅、白庭台駅、学研北生駒駅、学研奈良登美ヶ丘駅)周辺の清掃活動及びポイ捨て、歩きたばこ禁止啓発活動を行っているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により実施しなかった。

④ 自治会清掃

各自治会が自らの計画に基づき実施する清掃活動に対して、市はごみ袋の配布、ごみの回収等の支援を行い、市民の環境美化に対する意識の向上に努めている。

⑤ 屋外広告物の簡易除却

屋外広告物については、平成16年12月に屋外広告物法及び奈良県屋外広告物条例が改正、施行され、掲出禁止区域内(奈良県全域)の掲出禁止物(街路樹、道路標識、ガードレール、信号機、電柱、街路灯等)に掲出されている掲出物(はり紙、はり札、立て看板(鉄製看板、ラック含む))、広告旗(台座を含む)を発見次第除却が可能となり、除却された掲出物の保管・公示・売却・廃棄等について定められた。

市職員や関係機関による定期的な撤去活動では、令和2年度の違反広告物の撤去数は5件であった。また、臨時に実施した撤去活動は5件であった。

図表 50 違反広告物簡易除却件数

	平成28	29	30	令和元	2
はり紙	27	7	2	1	0
はり札	41	16	17	0	5
立看板	2	2	0	0	0
のぼり	0	0	0	0	0
合計	70	25	19	1	5

⑥ 地域ねこサポーター制度

市内では、飼い主が不明あるいは不明確な状態で数多くの外猫が徘徊しており、その多くは繁殖や健康が管理されないまま放置されている。この結果として、感染症の蔓延、悲惨な交通事故等、命の軽視とも言える事象が市民の生活圏で日常的に起こっている。

こうした中で、飼い主不明猫によるトラブルを無くすため、野良猫に不妊去勢手術をしてこれ以上増やさないようにしたうえで、一定のルールを守って管理し徐々に被害を減らす「地域ねこ活動」を進めるため、平成25年に地域ねこサポーター制度を導入した。

この制度では、一連の活動を行う自治会に対してアドバイスをを行うボランティアを地域ねこサポーターとして認定し、迷惑猫のいない地域づくりを図っている。

地域ねこサポーター 45人(令和3年3月末時点)

⑦ 生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例

生駒市では、「生駒市まちをきれいにする条例」によりポイ捨て防止の観点から「喫煙の制限」を規定し、マナー向上に取り組んできたことにより一定の効果があつたが、吸い殻の散乱は未だに見られる。また、歩きながらの喫煙は、他者に火傷を負わせたり衣服を焦がしてしまったりする危険な行為であり、さらに、公共の場での喫煙は、健康増進法により受動喫煙の防止に関する対策が実施されていることから、被害を防止していかなければならない。

そこで、市内全域の公共の場所での歩きたばこを禁止し、立ち止まった喫煙についても「他者の通行の妨げにならない場所に停止する。」、「他者に煙を吸わせないようにする。」、「吸い殻入れを使用する。」こととし、喫煙する人としらない人がお互いに安全で快適な生活環境を保つため、平成29年3月に条例を制定し、平成29年10月1日から施行した。

(8) 環境教育(*)・環境啓発

① 学校における取組み

a エコ活動の推進

各学校で「ごみの正しい分別の点検」「ペットボトルキャップの回収運動」「雨水タンクの活用」等の取組を推進し、児童生徒に環境保全への理解と関心を深めさせている。また、主体的な活動でその保護者や地域住民にも情報提供し、広く市民の意識を喚起している。各学校の環境教育の取組について、環境教育実施状況調査としてまとめた。

b スーパーエコスクール

平成24年度から平成26年度まで、文部科学省のスーパーエコスクール実証事業のモデル校に鹿ノ台中学校が選ばれ、校舎の大規模改修を行い、エネルギーゼロを目指す取組を推進した。校舎には、小型風力発電装置や足踏み発電装置など生徒の発案を取り入れた設備もある。現在も継続して、生徒会や各委員会を中心に「チョークの粉の再利用」「エコ放送」「環境に関する本棚の設置」「消灯の呼び掛け」「コンタクトレンズのケース回収」「アルミ缶回収」「スチール缶のプルタブ回収」「雨水タンクの利用」などのエコ活動に取り組んでいる。

c 社会見学

生駒市清掃センター工場棟2階に「ごみの情報館」を設置し、一目でごみの焼却処理・排ガス処理・灰処理などの流れをみるができるように、焼却処理施設の模型を設置している。さらに、生駒市清掃センター施設全体の模型・循環型社会を作るための啓発コーナーやごみの量の比較表等、さまざまなごみの情報源として、市民がごみ処理について学び、関心を持ってもらえるようになっている。例年、市内12校の小学校から社会見学に訪れていたが、令和2年度は、新型コロナウイルスの影響で減少し、市内4小学校の約277人及びその他見学者約28人をあわせて、305人の方々が施設見学に訪れた。

② 出前授業

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が制定され、環境保全のための意欲の増進を図るためには、単に知識を享受することだけでなく、一人ひとりのやる気に直接結びつくような情報提供や体験の機会を提供することが大切であり、学校教育においては、体験学習等の充実や教職員の資質向上を図るため、国や自治体はその支援に努めることとされている。

本市では例年、ダンボールつぶしやゴミ収集体験、パッカー車への乗車体験などをとおしてごみ収集について学んだり、地域団体の活動からSDGsについて学ぶ授業を実施しているが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度の開催実績はなかった。

③ 社会科副読本「かんきょういこま」の配信

環境教育の一環として、地球温暖化などの様々な環境問題を身近な環境やくらしと結びつけて理解し、学校や家庭での取組に活かしてもらうため、社会科副読本「かんきょういこま」を作成し、市内全小学校に提供している。

令和2年度には、GIGAスクール構想に基づくタブレット端末の普及に伴い、印刷物を配付するのではなく、データ配信によることとし、紙使用量の削減を図った。

④ 環境啓発事業

生駒市では、平成 21(2009)年に「豊かな自然と歴史と未来が融合したまち いこま」をビジョンとして、市民・事業者が参加しやすい具体的な行動(プロジェクト)を中心とした第 2 次生駒市環境計画(計画期間：平成 21 年 4 月～平成 31 年 3 月)を策定した。第 2 次生駒市環境基本計画は、市民・事業者・行政の協働組織である「生駒市環境基本計画推進会議(通称:ECO-net生駒)」が中心となって推進し、大きな成果をあげた。

令和元年度からは、ECO-net生駒は、市民主体で取り組む団体として組織変更され、名称も「エコネットいこま」と改められている。エコネットいこまは、地球温暖化対策推進法第 40 条第1項に基づく地球温暖化対策地域協議会でもある。

生駒市は、市民一人ひとりが取組の重要性を認識し低炭素社会の実現に向けての実践の輪を広げることがを目的として、令和元年度の環境啓発事業をエコネットいこまに委託して実施した。

<令和 2 年度の主な環境啓発事業>

○いこま環境フェスティバル

9 月 27 日(日)、北コミュニティセンターISTAはばたきで開催し、約 700 人の市民が参加した。

○かしこくえらぶおひさまエネルギー

12 月 13 日(日)から 12 月 25 日(金)まで、クリスマスの時期にあわせてイルミネーションツリーを点灯し、各家庭での生活の見直しを促した。

○環境施設見学会

11 月 17 日(火)、市内の環境施設(リサイクル施設、一般廃棄物処理施設、市民共同太陽光発電所ほか)をめぐる見学会を行い、7 人の市民が参加した。

図表 51 環境フェスティバルの主な実施内容

展示・体験ブース	生駒市	<ul style="list-style-type: none"> ・SDGsクイズ・クールチョイスアンケート(SDGs推進課) ・うちエコ診断(SDGs推進課(NPO法人奈良ストップ温暖化の会実施)) ・おうち時間とごみ(環境保全課) ・食品ロス削減啓発コーナー(健康課)
	エコネットいこま	<ul style="list-style-type: none"> ・COOL CHOICEへ賛同しよう ・生駒の生きもの写真展 ・ソーラーカー工作教室
	その他 団体・事業者	<p><団体・事業者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・おひさまエネルギーを考える部屋！(一般社団法人 市民エネルギー生駒) ・みんなと省エネ・節電(NPO法人市民省エネ節電所ネットワーク) ・自然のエネルギーを選ぼう(一般財団法人再エネ協同基金・㈱コープエナジーなら) ・おもちゃ病院(健やか交流塾 おもちゃ病院 生駒病院) ・つなげてあそぼうプラレール(いこま育児ネット) ・蜜ろうラップづくり実演(市民生活協同組合ならコープ・一般財団法人再エネ協同基金) ・癒しの植物植え体験(いこまグリーンフレンド) ・カードゲームで遊ぼう「必殺！仕分け人～のぞいてみよう ごみの向こう側～」(いこま市民パワー株式会社) ・エコクッキングの調理器具鍋帽子の展示(奈良友の会 生駒方面)
販売コーナー		<ul style="list-style-type: none"> ・シュレッター紙リサイクルトイレットペーパー「いこま紙」、生駒市の地場野菜、手作り雑貨ほか (※フードコーナーは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止)

⑤ SDGs 啓発事業

令和元年 7 月に内閣府から「SDGs 未来都市」に選定されたことを受け、環境施策を軸としつつも、社会・経済を統合的に向上する取組や SDGs に関する啓発事業を実施した。

○「SDGs de 地方創生」カードゲームワークショップ

10 月 12 日(日)、「まち活サミット 2020」において、市民や自治会関係者 48 名を対象に「SDGs de 地方創生」カードゲームワークショップを実施した。「SDGs de 地方創生」は NPO 法人 issue+design が開発した、地域で活躍するプレイヤーの思考を疑似体験し、一人ひとりの決定やアクションが、まちの未来に影響することを体感できるカードゲームのこと。

○SDGs 未来都市リーフレット作成・配布

生駒市が SDGs 未来都市として他自治体を先導して持続可能なまちの実現に向けて構築を目指す「日本版シュタットバルケモデル」や自治体 SDGs を推進する具体的取組等を紹介したリーフレットを作成した。

○SDGs 未来都市啓発看板の設置

⑥ 竜田川クリーンキャンペーン

竜田川については、ごみの投棄や生活排水などによる水質汚濁が進み、水質浄化・河川美化への市民の意識も高くなっている。そこで、奈良県や関係地域の自治会等と協力・連携し、竜田川クリーンキャンペーンを実施している。令和元年度より大和川一斉清掃に統合し、令和2年度には3月7日に実施した。

⑦ 富雄川環境美化活動

富雄川河川管理道において、地域にうるおいとやすらぎを与える河川親水空間をより高めるために、富雄川コスモス育成推進協議会(平成 11 年～平成 23 年)を前身とする富雄川環境美花推進協議会が平成 23 年 5 月に設置された。当協議会と市との協働により、関係機関と連携しながら、富雄川クリーンキャンペーンなど、河川管理道の清掃活動及び花の植栽・育成に関する活動等に取り組んでいる。

a 富雄川クリーンキャンペーン

河川愛護意識の高揚を図るため、令和2年 11 月 8 日(日)に富雄川クリーンキャンペーンを実施し、市民参加による菜花等植栽場所の清掃活動及び花壇への花の植栽を実施した。(富雄川河川管理道約 1.5km の両岸)

b 奈良県との連携

富雄川環境美花推進協議会において取り組んでいる河川管理道の清掃活動及び花の植栽・育成について、奈良県の「地域の河川サポート事業」として構成団体が個々に奈良県と「憩いの川づくりプログラム」の実施にかかる協定を締結して活動している。また、奈良県により富雄川の一部区間で遊歩道的な整備がなされたことにより、協議会として「彩り花づつみプログラム」の実施に係る協定を奈良県と締結し、より自主的に事業の推進を図っている。

⑧ 環境情報の提供

a 不用品交換コーナー

生駒市ホームページにて、各家庭の不用品について「譲ります」「譲ってください」などの情報を掲載する不用品交換コーナーを設置し、家庭内にある不用品を譲り合うことで、ごみの減量化や資源の有効活用を図っている。

b ごみガイドブック

ごみの分別排出の徹底を図り、減量化・再資源化を促進するため、分別排出啓発冊子「ごみガイドブック 保存版『みんなで取り組もうごみ半減！』」を作成し、平成27年11月に全世帯に配布するとともに、転入者に対しても届出時に配布し、本市のごみの分別排出方法の徹底を図っている。

(9) 生駒市環境マネジメントシステム(*)の運用

本市の事務事業によって生じる様々な環境への負荷を減らすために、Plan(計画・目標設定)、Do(実施)、Check(監査)、Action(見直し)というプロセスで継続的に取組を改善し、環境行動を推進していくため、平成22年から生駒市環境マネジメントシステムの運用を開始した。

平成26年度までは、環境自治体会議のシンクタンクであるNPO法人環境自治体会議環境政策研究所が開発した自治体向けの環境マネジメントシステム「環境自治体スタンダード(以下 LAS-E という)」規格を用いて運用してきた。5年間の継続的な運用により、ごみの分別、節電などのエコオフィス活動については、強い意識付けと取組の定着が図られ、環境行動を継続して改善していくための基本的な体制が整備できた。

一方、LAS-E 規格では、各課の普段の取組は、紙、ごみ、電気の削減というエコオフィスの活動が中心になることから平成27年1月に策定した「生駒市環境モデル都市アクションプラン」を主軸とした環境施策全般・環境関連計画の一体的な管理と、各部署で当然に環境への配慮が行われる水準にステップアップすることを主眼に置き、平成27年度から独自のシステムにより運用することとした。

LAS-E 規格の大きな特長であった、目標設定や監査等に市民が参画する手法を継続した上で、書面による進行管理・点検評価とともに担当課へのヒアリングを実施することとした。

○令和2年度の運用状況

- ・生駒市環境マネジメントシステム推進会議 4回開催
 - ※第2回～第4回で担当課へのヒアリングを実施
- ・職員対象アンケート 1回